

並木町交差点



令和4年3月頃に信号機が「一時停止」の規制に変わります

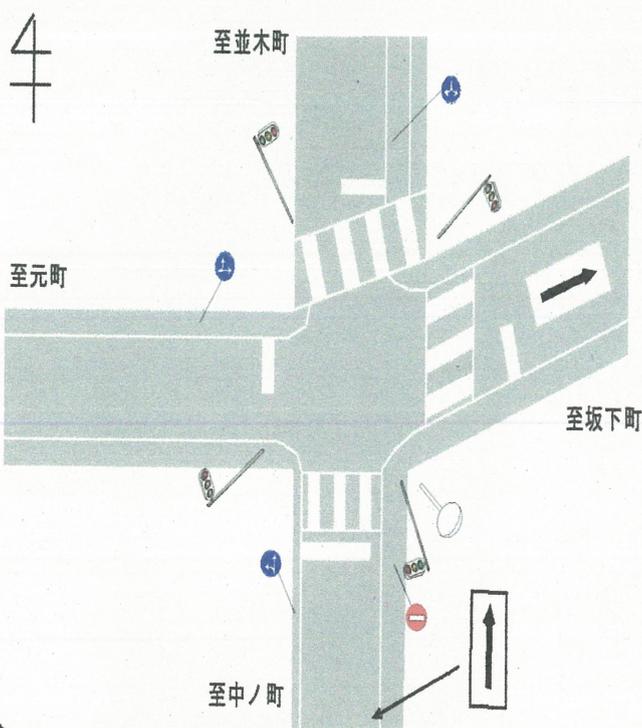
渋川市渋川地内の並木町信号機は、約40年間運用されてきましたが、交通環境の変化や老朽化による倒壊等の事故防止の観点から、令和4年3月ころに廃止することが決まりました。

今後は、南北の通りに一時停止の規制を設置するとともに交差点内をカラー舗装で強調するなどの安全対策を行います。

工事をする関係で交差点周辺の交通規制を行い、地域住民の方々にご迷惑をお掛けすることになりますが、ご協力をお願い致します。

なお、ご不明な点がございましたら、渋川警察署交通課規制係まで問い合わせ下さい。

変更前 渋川市渋川2180番地



変更後 渋川市渋川2180番地

